

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の九第一項の規定によって、次のとおり再開発会社の規準の変更を認可した。

平成二十一年三月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 再開発会社の名称

福山駅前開発株式会社

二 市街地再開発事業の種類及び名称

東桜町地区第一種市街地再開発事業

三 事業施行期間

平成十七年十一月から平成二十四年三月まで

四 施行地区

福山市東桜町一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、一番六及び一番七の全部、一

二九番及び一三七番の一部並びに福山市三之丸町一三六番及び一四二番の一部

五 事務所の所在地

福山市東桜町一番一号

六 施行認可の年月日

平成十七年十一月十八日

七 変更の内容

1 施行地区

(一) 変更前

福山市東桜町一番一、一番二、一番三、一番四、一番五、一番六及び一番七の全部、

一二九番及び一三七番の一部並びに福山市三之丸町一三六番及び一四二番の一部

(二) 変更後

福山市東桜町一番八の全部、一二九番及び一三七番の一部並びに福山市三之丸町一

三六番及び一四二番の一部

2 事務所の所在地

(一) 変更前

福山市東桜町一番一号

(二) 変更後

福山市東桜町一番四一号

八 変更の認可の年月日

平成二十一年二月二十四日